

2018年3月26日

MURC Focus

EU と英国は離脱条約案で大枠合意

～19年3月の離脱に向けて交渉は前進

調査部 研究員 土田 陽介

英国とEUは3月19日、英国のEU離脱に向けた条約案の大枠合意に達した。移行期間など今回合意に達した部分は概ねEUの主張に即した内容で、難題の国境問題などでは合意に至っていない。またEUは、3月22日から23日の2日間にわたって開催された首脳会議において、先にトウスクEU大統領が加盟国に対して示していたEU離脱後の英国との通商協議に関する素案も正式に採択。4月以降、通商協定に関する予備協議と北アイルランド国境問題など係争事項の協議が重ねられた上、10月18日と19日に開催されるEUサミットにて英国のEU離脱に関する協定が完全合意に達する見込み。

(1) 英国はEUと離脱条約案で大枠合意

英国と欧州連合(EU)は3月19日、英国のEU離脱(Brexit)に向けた条約案の大枠合意に達した。移行期間など今回合意に達した部分は概ねEUの主張に即した内容で、難題の北アイルランド国境問題や司法権の問題などでは合意に至っていない。

注目された移行期間の設置に関しては、英国側はロンドン時間2019年3月29日午後11時の離脱から2年程度の期間を要求していたが、EUが主張する2020年12月末までとすることで決着した。この移行期間の間、英国は経過措置としてEU単一市場や関税同盟へ留まることになる。

一方で司法権や出入国管理についても、移行期間中はEUのルールに従うことが英国に義務付けられた。また英国は新たなEUの政策決定に参加できないとされた一方で、第三国とEU離脱後の通商関係に関する協定の交渉を行うことが認められた。

もっとも北アイルランド国境問題に関しては、12月のEUサミットに続いて棚上げになった。EUは98年のベルファスト合意(聖金曜日協定)に基づき、住民にアイルランド国籍の取得が認められている北アイルランドに関しては、厳格な国境管理は回避すべきだと主張している。

一方でメイ英首相は、国境の厳格管理は避ける方針であるものの、与党保守党と閣外協力の関係にある民主統一党(DUP)が、北アイルランドの英国側への帰属を主張していることへの配慮から、北アイルランドについて引き続き何らかの国境管理の在り方を模索しているとみられる。

そのほかにも、離脱協定をめぐる紛争解決や執行の最終権限を欧州司法裁判所(E CJ)が担うことに関して、司法権の独立の観点から、英国側は抵抗を続けている。いずれの争点に関しても、引き続き妥協点を探る交渉がEUと英国との間で繰り広げられることになるが、基本的にはEU側

に有利な展開での交渉になると考えられる。

(2) EUは英国との通商協議案も可決

またEUは、3月22日から2日間にわたって開催された首脳会議において、先にトウスクEU大統領が加盟国に対して示していたEU離脱後の英国との通商協議に関する素案を正式に採択した。本来、EUと英国が新協定に関する交渉を行う時期は離脱以降のことであるが、円滑な移行を目指すために、EUと英国は4月から通商協定に関する準備交渉に入る模様である。

現状有力視されているのは、いわゆる「カナダ型FTA」と呼ばれるタイプに近いような自由貿易協定(FTA)をEUと英国で結ぶことである。カナダ型FTAとは17年9月から暫定適用が開始されたEUカナダ包括的経済協定(CETA)のことを意味し、貿易だけではなく投資や知財などを含む広範な経済協定であるが、ノルウェー型やスイス型に比べると制限は強い(図表1)。

特にカナダ型FTAでは、単一パスポート制度(金融機関がEUのいずれかの加盟国で免許を申請した場合、他のEU加盟国でも金融業を営むことができる制度)が適用されない。そのため英国の「お家芸」である金融サービスの輸出に対して強い逆風が吹くことになる。こうしたことからメイ首相は、3月2日の演説でカナダ型FTAで得られる通商関係では不十分との見解を示した。

しかしトウスクEU大統領は3月7日のルクセンブルクでの記者会見で、英国に残された選択肢はEUとカナダ型のFTAを締結することだけであるという認識を示している。ノルウェーやスイスのように、EU単一市場へのアクセスに対してコストを支払う意思が英国にない以上、英国が金融サービスに関して優遇措置を受けることができる道理もないというのが、EUの立場である。

なお10月のEUサミットを目途に、英国のEU離脱後のEUとの通商関係に関する政治宣言がなされる見込みである。

図表1. 現状の通商形態と今後とりうる通商形態の比較

| 内容 | 現状の英国 | 現状から | | | 遠い FTA (カナダ型) |
|--------------|-------|----------------------------|--------------------|----------------|---------------------|
| | | 近い EFTA+EEA (ノルウェー型) | EFTA+FTA (スイス型) | 関税同盟 (トルコ型) | |
| EU単一市場へのアクセス | | | | | × |
| EU法制定への参加 | | × | × | × | × |
| 独自の通商政策 | × | | | | |
| EU予算への拠出 | | | | × | × |
| 人の移動の自由 | | | | × | × |
| 単一パスポート制度 | | | × | × | × |

(注1) EFTA(欧州自由貿易連合)はノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタインによるFTA

(注2) EEA(欧州経済領域)はEFTAとEUによる自由貿易協定だが、スイスは加盟していない

(出所) The CityUK. (2016) *A Practitioner's Guide to Brexit* より筆者作成

(3) 今後のシナリオ

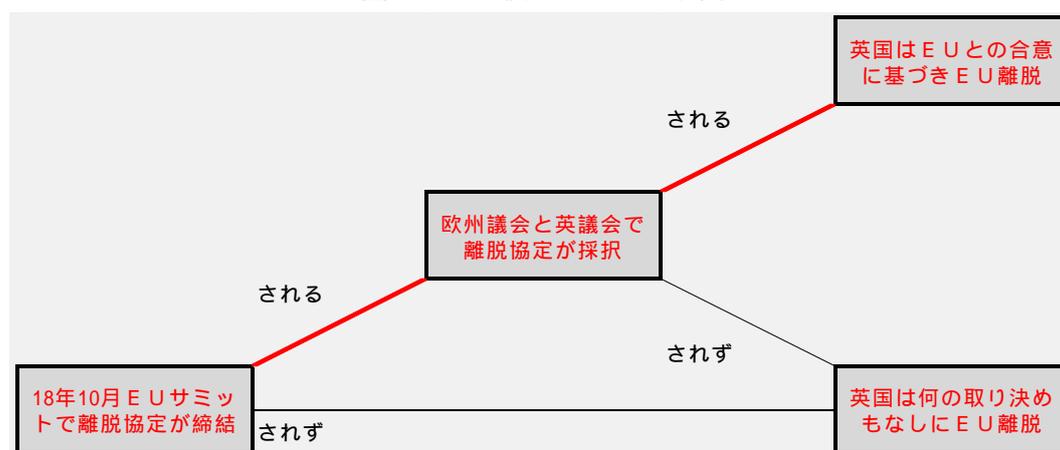
今後のスケジュールは図表2の通りである。メインシナリオとしては、図表3で示した通り、4月以降、通商協定に関する予備協議と北アイルランド国境問題など係争事項の協議が重ねられた上で、10月18日から2日間にわたって開催されるEUサミットにおいて、英国のEU離脱に関する協定が完全合意に達する見込みである。そして欧州議会と英議会でEU離脱に関する協定が採択された後に、ロンドン時間2019年3月29日午後11時に、英国はEUから離脱することになる。

図表2．今後の主なスケジュール

| 時期 | 内容 |
|-----------------|---|
| 2018年4月～ | 北アイルランド国境問題など係争事項の協議 通商協定に関する準備交渉の開始 |
| 2018年10月18～19日 | EUサミットで離脱協定に完全合意 通商関係に関する政治宣言 |
| 2018年11月～19年3月 | 欧州議会と英議会で離脱協定採択 |
| 2019年3月29日午後11時 | 英EU離脱、移行期間スタート |
| 2019年4月～20年12月 | 英国、第三国と通商交渉開始 EUとの通商交渉本格化 |
| 2021年1月1日 | 移行期間終了 |

(出所) 筆者作成

図表3．今後のシナリオ展開



(注) 赤線での展開がメインシナリオ

(出所) 筆者作成

20年12月までの移行期間中に、英国はE U及び第三国との通商交渉に臨み、21年1月からの新協定発効が目指されることになる。もっとも自由貿易協定（FTA）のような通商交渉がまとまるまでには、通例複数年を要する。例えばE Uの場合、日本とは約5年の、カナダとは約7年の歳月をかけて、通商交渉をまとめてきた。

したがって、英国が2年弱という非常に短い移行期間でE U及び第三国との通商交渉をまとめる可能性は非常に低いと考えられる。そのため、英国側は移行期間の延長をE Uに対して求めていくことになる予想される。移行期間の延長に当たっては、いわゆる「清算金」を増額するか、ないしは別の形での追加的な費用負担が英国に求められるだろう。

離脱までのリスクシナリオとしては、英議会でE U離脱に関する協定が否決されることが考えられる。与党保守党内の古参議員を中心とする「ハードブレグジッター」らが「メイ首相降ろし」の一環として、E U離脱協定に反対することは十分予想される。こうした流れに、現政権の打倒という観点から最大野党の労働党の議員などが合流すれば、英議会で離脱協定が否決されるシナリオが現実化のものになるかもしれない。

なお英議会でE U離脱協定が否決された場合、E Uとの間で何の取り決めもなされない無秩序な離脱（クリフエッジ）が現実化する可能性が出てくる。そもそも国際合意を反故にされたこととなるE U側としては、再交渉に応じる用意はないと言える。E Uが交渉のテーブルに着かなければ、英国側も再交渉を試みることができない。英国が一方的に19年3月29日午後11時という明確な離脱の期日を定めた以上、E Uがそれを引き延ばす理由はないだろう。

離脱後のリスクシナリオとしては、E Uや第三国との通商協定が締結されないまま、移行期間の延長が認められない展開が考えられる。その場合、移行期間終了後にW T Oルールに基づく関税が直ちに適用されることになる。当然、英国の通商環境は悪化することになるため、それを嫌気した多国籍企業が英国からE U側に事業拠点を移す動きが加速するだろう。また英国景気には輸出入の下振れを通じて強い下押し圧力がかかると予想される。

（4）多国籍企業は引き続き欧州向け拠点の大陸移転を推進

英国のE U離脱交渉の傍らで、英国の首都ロンドンに拠点を構える多国籍企業は、今後もE U向けの事業拠点をE U側の都市に移転させると予想される。その一方で、中東・アフリカなど非E U大陸向けの事業に関しては、引き続きロンドンにその拠点を据え置く見込みである。場合によっては、非E U向け事業強化の観点からロンドンの機能を拡充する動きもあるだろう。最近の多国籍企業の動きをまとめたものが、図表4である。

金融業を例にとれば、ロンドンはE M E A（Europe, Middle East, Africa）向けの投融資事業のハブである。そのうち欧州向けの取引に関しては、欧州の都市に本拠地が移転する流れが着実に進むだろう。反面で中東・アフリカ（場合によってロシア）向けの取引に関しては、英国のE U離

脱の影響を必ずしも受けたくないため、事業拠点をロンドンに残すことになると思われる。同様の動きは商社についても指摘できるだろう。

ただ英国を欧州向けの輸出拠点とする製造業の場合、対応が難しい。仮にEUとの間で関税が導入された場合、英国を引き続きEU向けの輸出生産拠点として位置付けるかどうかは、結局のところ為替の水準見合いとなる。EU離脱によって英国経済は潜在成長率が低下したと考えられるため、ポンドは当面弱含みで推移すると考えられる。このことは英国から欧州向け輸出の追い風となる。

ただ中長期的には、為替リスクがない南欧諸国や賃金水準が低い東欧諸国にEU向けの輸出生産拠点を移転させる動きが強まると予想される。英国は、企業を引き留めるための何らかのインセンティブを設ける必要に迫られるだろう。

図表4．最近の多国籍企業の動き

| 時期 | 内容 |
|--------|---|
| 17年11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日MUFG、英でEMEA向け事業の人員拡充へ ・日SOMPOホールディングス、ルクセンブルクに欧州拠点設置と発表 ・英船舶保険UKP & Iクラブ、オランダに欧州拠点を設置へ ・英船舶保険大手スタンダード・クラブ、ダブリンに欧州拠点設置の方針 |
| 18年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン投資銀行アラントラ・パートナーズが本社をロンドンに移転 ・米投資銀行大手(GS、MS、JPM)がフランクフルトでEU事業向けの雇を開始 ・英保険大手ロイズ、19年1月にブリュッセルで欧州子会社の業務を開始へ ・スペインサンタンデール、英国のホールセールバンキング事業を再編の方針 ・英高級車JLR、SUVを一時的に減産へ |
| 18年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・米シティ、ロンドンに金融研究施設を設置すると発表 |
| 18年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・スイスUBS、英国法人をドイツ法人に統合へ ・英自動車保険大手アドミラル、マドリッドにEU事業拠点設立へ |

(出所) 各種報道資料より作成

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。